



東近江市社会福祉協議会生活困窮問題に取り組む活動を応援する助成要綱

(はじめに)

この助成事業は東近江市のみなさまにご協力いただく「歳末たすけあい募金」を財源としています。

(目的)

第1条 この要綱は、家族形態や雇用環境の変化などにより、複雑・多様化し、また潜在化している生活困窮の課題について取り組む活動や、これらの課題について理解を広める活動などを応援するための助成事業として必要な事項を定め、誰もが「助けて」と言える、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成事業の対象となる団体は、次の各号全てに該当する地域団体、福祉団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等とする。

- (1)東近江市内を活動拠点とする非営利団体で、継続的に活動を展開している、若しくは今後継続的に活動を展開する見込みがあること
- (2)地域や団体の課題に応じた活動を展開し、事業成果が見込めること
- (3)事業の実施に必要な資金の確保が困難であること

(助成対象期間)

第3条 この助成は当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する活動を対象にする。

(助成対象事業)

第4条 東近江市内で生活困窮の課題について取り組む食糧支援や子ども食堂等の活動に対して助成を行う。

【活動事例】

- ・フードドライブ・パントリー、配食、フードバンクなどの食糧支援
- ・学用品などをリユースするための活動
- ・子ども食堂
- ・難病の方やヤングケアラーの生活困窮の課題について取り組む活動
- ・外国籍の方の生活困窮の課題について取り組む活動
- ・その他、生活困窮者の支援となる事業や生活困窮課題についての学習会 など

(助成金額)

第5条 助成金額は、1団体あたり10万円(助成率10/10)を限度に助成対象経費を助成する。なお、複数事業での申請も可とし、1事業助成金の100円未満は切り捨てとする。ただし、予算額の範囲内での助成とし、上限額に満たないこともある。また、審査により申請額から減額となる場合がある。申請事業においては、東近江市社会福祉協議会(以下「本会」という。)や東近江市、その他団体等からの助成の重複は認めない。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は下表のとおりとし、団体の運営のための経費(団体構成員の人件費・謝礼、事務所などを維持するための経費、団体の事務機器等の備品購入経費及び、団体構成員のみの会議に係る会議費など)については対象外とする。

対 象 経 費	内 容
諸謝金	外部講師等への謝礼・交通費等
旅費交通費	道路等使用料、公共交通機関利用料（ガソリン代は除く）
消耗品費	事務用品、材料費、資料図書代
通信運搬費	切手、はがき等(事業に関するもの)
印刷製本費	コピー代、チラシ・ポスター・資料等の作成経費
食材費	配食や食事・食材の提供のための食材費
手数料	振込手数料等
保険料	傷害保険、行事保険等（ボランティア活動保険は除く）
使用料及び賃借料	事業開催時や準備、検討会議などの会場の使用料、器具等の借用にかかる経費
器具备品費	事業実施に不可欠な1万円以上の器具备品の購入経費 ※ただし、器具备品費における助成金額は、器具备品費以外の対象経費の助成金額を超えない範囲とする。

(助成申請及び申請受付期間)

第7条 助成の申請については、下記の申請書類を当該年度の4月1日から5月15日(土日祝の場合はその翌日)までの期間に本会に提出するものとする。

- (1) 助成事業申請書(様式1)
- (2) 団体の活動内容が分かる資料
- (3) 見積書もしくはカタログ ※器具备品費がある場合

(助成の決定)

第8条 助成の決定は、審査委員会で可否を決定し、助成決定通知書(様式2)又は不決定通知書(様式3)を交付する。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付は概算払いとし、助成決定後、助成金交付請求書(様式4)の提出のあった日の翌月20日までに交付する。ただし、支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日に交付する。

(助成事業の変更)

第10条 助成事業の申請内容が当初の計画からやむを得ず変更する場合で、次の各号に該当する場合、事前に本会に報告し承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容が当初の計画から大幅に変更がある場合
- (2) 助成金額が当初の計画から3割程度の減額がある場合

(助成事業の報告及び精算)

第 11 条 助成事業完了後速やかに、事業年度を超える場合は翌年度 4 月 1 0 日(土日祝の場合はその翌日)までに助成事業報告書(様式 5)、領収書又はレシートの写し、事業の写真やプログラム、「ありがとうメッセージ」を本会へ提出するものとする。また、助成事業報告により助成金に余剰金がある場合は助成金を返還するものとする。報告書の内容や写真は本会広報紙や共同募金ホームページ「はねっと」等に掲載する場合がある。

(助成金の取消・返還)

第 12 条 会長は、助成を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の取消又は返還を求めることができる。

- (1) 助成金が目的外に使用された場合
- (2) 虚偽の申請・不正な手続きにより交付を受けた場合
- (3) 助成事業の遂行する見込みがなくなった場合
- (4) 構成メンバーに反社会的勢力に関係する者がいる場合

(広報及び募金活動への参加)

第 13 条 助成を受けた団体は、実施する事業が、歳末たすけあい募金による助成事業であることを、次にあげる方法等により周知しなければならない。また、実施事業等で募金活動に取り組むなど、共同募金運動に積極的に参加するものとする。

- (1) 事業名、プログラム・案内通知等には必ず「歳末たすけあい募金助成事業」と明記し、地域住民や事業参加者に共同募金による助成事業であることを周知する。
- (2) 購入した備品等には、必ず共同募金受配シールを貼付する。
- (3) 団体が発行する広報誌や SNS 等で事業の周知や報告を行い、必ず「歳末たすけあい募金助成事業」であることを発信する。

(追加募集)

第 14 条 申請状況により、追加募集を行うことがある。当該年度 1 2 月 1 5 日から 3 月 3 1 日の間に実施する活動を対象とし、助成申請については、当該年度の 1 0 月 2 0 日(土日祝の場合はその翌日)までの期間に第 7 条第 1 項から第 3 項の申請書類を本会へ提出するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。